

社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会 年末たすけあい配分金要綱

制 定 平成20年12月2日

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会（以下「本会」という）が、共同募金運動の一環として社会福祉法人神奈川県共同募金会、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が主唱する今年度の「年末たすけあい運動実施要綱」に基づき、瀬谷区の地域福祉を推進していくために、年末たすけあい配分金に関し必要な事項を定める。

(配分金の構成)

第2条 本助成金は、次の拠出金をもって構成する。

- (1) 当該年度に共同募金会瀬谷区支会に寄せられた年末たすけあい募金の配分金
- (2) その他

(配分計画の策定)

第3条 配分にあたっては、あらかじめ配分先、配分額を決定し、決定に基づいた配分を行う。ただし本年度の神奈川県共同募金会が主唱する年末たすけあい運動実施要綱の全県の協調事項に準拠したものとし本会理事会が策定する。

(配分)

第4条 配分先、配分上限額等については、本会理事会が決定する。

(通知)

第5条 配分計画策定後、速やかに対象団体へ通知を行うものとする。

(申請方法)

第6条 通知を受け配分を希望する団体は、所定の書式によって本会事務局へ申請する。

(決定及び配分)

第7条 本会事務局は申請内容と配分計画を照合し配分を行う。

(報告)

第8条 配分を受けた団体は本年度3月末日までに収支ならびに事業内容について、報告書を提出しなければならない。

(配分金の返還)

第9条 配分を受けた団体は、次の事項に該当する場合は相当額を返還しなければならない。

- (1) 事業実施が達成できなかった場合
- (2) 虚偽の申込により配分を受けた場合

(情報公開)

第10条 配分を受けて事業・活動を行う団体は、配分金申請書及び報告書等の関係書類を、一般の閲覧に供しなければならない。

2 配分を受けた団体名、配分額、事業内容については、広報紙等により一般市民に公表することに了承したものとする。

(配分団体の責務)

第11条 本助成金の交付を受けた団体は、次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 年末たすけあい配分金を受けた事業であることを表示するほか、周知すること。
- (2) 情報公開の求めに応じること。
- (3) 共同募金運動の趣旨を理解し、協力できること。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月2日から施行する。